研究用微生物等取扱等（使用・保管）申請書

申請日　　　　年　　　　月　　　　　日

東京工業大学長　　殿

　国立大学法人東京工業大学研究用微生物等安全管理規則第１３条第２項又は第１５条の規定に基づき，下記研究用微生物等の取り扱いについて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 研究課題名（※保管の場合は不要） |  |
| 使用・保管期間（注１） | 　　承認後　　　　　から　　　年　　　　月　　　日 |
| 申請の種類 | [ ] 　新規　　[ ] 　研究内容の変更・保管の継続（許可番号：　　　　　　　　　　） |
| 微生物等取扱等責任者名連絡先 | 所属：職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　内線：　　　　　　　　　E-mail：教育訓練の受講：[ ]  |
| 微生物等取扱等従事者名 | 所属：職名：　　　　　　　　　氏名：教育訓練の受講：[ ]  |
| 所属：職名：　　　　　　　　　氏名：教育訓練の受講：[ ]  |
| 所属：職名：　　　　　　　　　氏名：教育訓練の受講：[ ]  |
| 所属：職名：　　　　　　　　　氏名：教育訓練の受講：[ ]  |
| 微生物等の名称（注２） |  |
| 感染症法の適用の有無 | 　無 |
| 有　　（　　三種病原体等　　・　　四種病原体　　　） |
| 本学でのBSL等の分類 | BSL2　・　ABSL2 |
| 微生物等の特性（当該微生物に対する知見及び認識等）※未知の病原性微生物等が含まれている可能性についても記載すること。 |  |
| 従事者への感染防止などの対応方法 |  |
| 使用・保管等の目的及び概要（注３） |  |
| 実験・保管等を行う施設及び設備に関する情報（微生物等の保管・消毒滅菌方法等）（注４） | 建物名称 |  | 部屋番号 |  |
|  |
| 安全設備及び運営基準 | 次の基準を満たしている。　（[ ] 　はい）BSL1 ・通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。・一般外来者は当該部の管理者（部長等、室長、管理運営委員）の許可及び管理者が指定した立会いのもと立入ることができる。BSL2 ・通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。・エアロゾル発生のおそれのある病原体等の実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。・オートクレーブは実験室内、ないし前室（実験室につながる隣室）あるいはさらにその周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。・実験室の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。・実験室の入り口は施錠できるようにする。・実験室のドアは常時閉め、一般外来者の立入りを禁止する。 |
| その他特記事項（例：入手方法・運搬に関すること等を含む） |  |
| 関連するライフサイエンス研究についての申請・許可状況※本研究計画の実施に際し、必要となる他の委員会の申請状況を記載すること。 | [ ] 　動物実験委員会（新規申請中・変更申請中・許可済み）（受付番号・許可番号：　　　　　　） |
| [ ] 　人を対象とする研究倫理審査委員会（新規申請中・変更申請中・許可済み）（受付番号・許可番号：　　　　　　） |
| [ ] 　遺伝子組換え実験等安全委員会（新規申請中・変更申請中・許可済み（受付番号・許可番号：　　　　　　） |
| [ ] 　その他の委員会（委員会名：　　　　　　　　　　　　　　）（新規申請中・変更申請中・許可済み（受付番号・許可番号：　　　　　　） |
| [ ] 　該当なし |

|  |  |
| --- | --- |
| 委員会審査欄 | 審査終了日：　　　年　　月　　日　審査結果： |
| 学長許可欄 | 許可日:　　　年　　　月　　　日 |
| 研究用微生物等取扱等　使用・保管　を許可します。許可番号　B使・保２０２×００×　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東　京　工　業　大　学　長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略） |

記入要領

注１　予定している使用又は保管期間を記入すること。（使用・保管ともに、5年を限度とする。）

注２　複数の使用を申請する場合は、一番高いレベルの微生物等を□にて囲むこと。

注３　保管の場合は、保管の目的を記載すること。

注４　別紙（様式任意）にて建物のフロア図面、部屋内図面を添付すること。